

高岡市学校体育施設開故事業

手引き

令和3年 策定

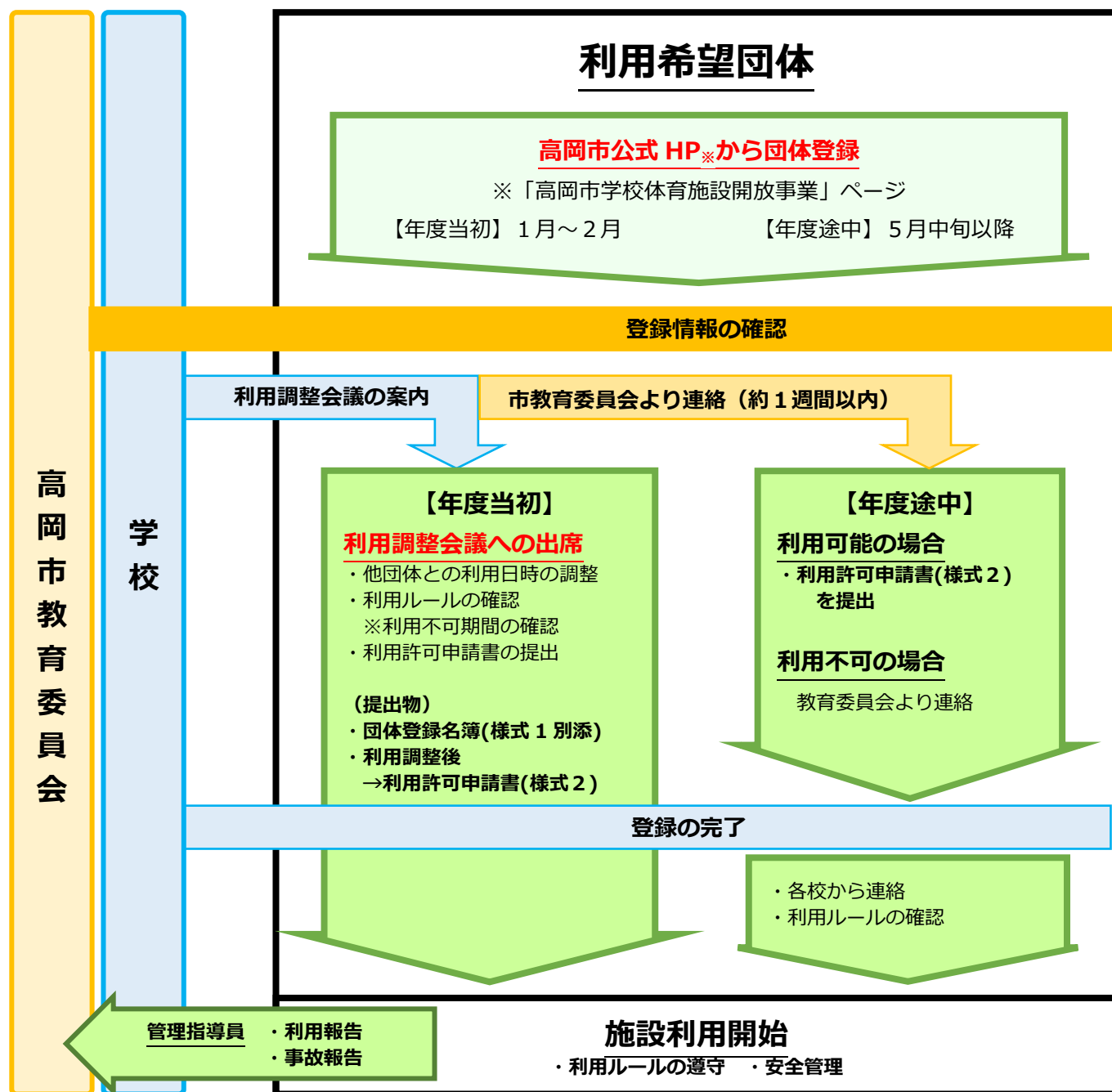
令和5年 改定 ※最新

高岡市教育委員会

【目次】

1	学校体育施設開放の流れ	… 3
2	学校体育施設開放事業とは	… 4
	(1)開放施設および日時	
	(2)利用できる者	
	(3)利用の形態	
	(4)利用の原則	
	(5)利用の禁止	
3	利用手続き	… 5
	(1)年度当初	
	①団体登録	
	②利用申請方法	
	③利用調整会議の開催	
	・ 利用日時の調整	
	・ 利用の優先順位	
	(2)年度途中	
	①団体登録および利用申請方法	
	②受け入れ可否連絡	
	(利用方法の確認)	
4	施設の利用について	… 7
	(1)鍵の管理	
	(2)利用の報告	
	(3)管理指導員の役割	
	(4)利用上の注意事項	
	(5)屋内施設での利用制限	
	(6)屋外ナイター照明の利用	
	(7)利用の取り消し	
	(8)学校備品について	
5	安全管理について	… 10
	(1)施設利用中の安全管理	
	(2)保険制度	

1 学校体育施設開放の流れ



高岡市教育委員会

高岡市教育委員会は、学校体育施設の開放事業を管理し、責任を負う。

学校

学校は、団体間の利用調整を主導し、適切な利用の推進を図る。施設管理の実務を行う。

利用団体

利用団体は、施設管理責任者として管理指導員を 1 名選出し、施設管理の一部を担う。

管理指導員の責任の下、施設を適切に利用し、活動後は利用報告を行う。

学校の監督下のもと、必要に応じて運営委員会を組織することができる。

2 学校体育施設開放事業とは

学校体育施設の開放事業は、高岡市における社会体育の振興および普及を目的に、学校教育活動に支障のない範囲で、高岡市が設置する小・中・義務教育学校の施設を市民に開放する事業です。

(1) 開放施設および日時

高岡市立学校体育施設の開放事業に関する規則に則り、小・中・義務教育学校の運動場、室内運動場、その他学校長が認める体育施設を、下記の時間に利用することができます。

施設	開放日	開放時間
運動場	休日・平日	午前 5 時から午後 9 時まで
室内運動場	休日	午前 8 時から午後 9 時まで
その他の体育施設	平日	午後 5 時から午後 9 時まで
・グラウンド夜間照明・・・1 月、2 月（降雪期）の使用は禁止 ・学校閉鎖期間は原則利用禁止		

- ※ 1 教育活動が第一優先であり、急に利用できなくなる場合があります。
- ※ 2 開放時間は、準備、片付けの時間を含みます。
- ※ 3 学校長の判断により、開放時間の延長または短縮する場合があります。

(2) 利用できる者

以下のいずれかの団体に限り利用できます。

- ① 団体の過半数が市内の在住、通勤または通学する者で構成され、成人の責任者のある団体であって、教育委員会に本事業利用団体として登録されている団体。
- ② P T A 活動や地域活動など、校長の承認を得ており、広く地域住民を対象とした公益的な活動を行う団体。当該団体は、登録を必要としない。

(3) 利用の形態

① 年間を通じた定期利用（通常利用）

毎週決まった曜日、決まった時間に、申請した施設を利用していただけます。曜日、時間については、年度当初に開催される利用調整会議によって決定し、市教育委員会より利用を許可された時間となります。

年度途中からの利用を希望される場合は、市教育委員会にお問合せください。

② 特例利用（1～数回）

学校が認める場合に限り、施設を利用することができます。

原則、一般団体の短期利用は受け付けておりません。

(4) 利用の原則

学校は児童・生徒の教育の場であり、如何なる理由があろうと学校教育が優先されることをご理解ください。本事業が停止した際に、教育委員会が各団体の活動や活動場所を担保することはありません。

利用団体は、学校教育および学校管理上支障が生じないよう次のことを遵守してください。

- ・利用は、学校教育に支障のない範囲とし、学校の指示に従うこと
- ・本事業および学校が定めるきまりや、利用上のルール・マナーを守ること
- ・学校の敷地外でのマナーにも配慮し、近隣住民の迷惑とならぬよう活動すること

(5) 利用の禁止

次のような利用は、禁止されています。

- ・ 政治を目的とする活動
- ・ 公の秩序または善良な風俗を乱す恐れがあると認められる活動
- ・ 営利を目的とする活動
- ・ その他施設の管理上支障があると認められる活動
- ・ 宗教を目的とする活動

3 利用手続き

(1) 年度当初

① 団体登録

高岡市公式ホームページ「学校体育施設開放事業団体登録 WEB 申請」から申請を行って下さい。

申請の際、以下に気を付けてください。

- ・ 「管理指導員」※を必ず選出すること ※活動場所に常駐し、施設の利用・管理の責任者となる者
- ・ 常に連絡の取れるメールアドレスを登録すること
- ・ 年度当初に登録できる学校は原則 1 校のみです
- ・ 同一団体名で利用者が異なる場合は、その旨が分かるように別途登録すること
【例：家持キッカーズ U12、家持キッカーズ U15】
- ・ 虚偽申請等が発覚した場合は、登録抹消となります（過去の利用実態も登録の可否に反映）

審査の基準

- ・ 政治、宗教、営利を目的とした活動を行っていないか
- ・ 利用ルールやマナーを遵守できるか
- ・ 複数校に利用申請をしていないか
- ・ 登録者数と名簿記載者数に適合性があるか
- ・ 過去の利用違反の有無
- ・ メンバーが登録要件を満たしているか 等

参考：「営利を目的としない活動」の考え方

- ① 本事業の目的を達成するにふさわしい活動であること
(地域のスポーツ振興、青少年の健全育成等)
- ② 団体の会計事務が適正であること
- ③ 会員に対して適正な会計報告がなされ、相互理解が得られていること
- ④ プロスポーツ団体でないこと

② 利用申請方法

団体登録後、学校から利用調整会議の案内があります。必要書類を準備し、会議にご出席ください。

【必要書類】

- ・ 団体登録名簿(様式 1 別添) ※小中学生が主たる団体に限り、5 月中の提出可能
- ・ 利用許可申請書(様式 2) ※利用日時は、調整後に記入

【個人情報の取り扱いについて】

登録された情報は、本事業および本市スポーツ振興における情報発信の範囲内で利用いたします。

③ 利用調整会議の開催

○ 利用日時の調整

登録団体間で利用調整を行い、利用する日時を決定します。会議で決定した日時に利用が許可されます。

日時決定後、利用許可申請書を記入し、学校へご提出ください。

- ・ 利用者間で譲り合い、利用の調整を行ってください
- ・ 調整は、利用の優先順位を参考に行い、団体間の合意を前提とします
- ・ 正当な理由なく、新規利用団体の利用を拒むことはできません
- ・ 利用希望が重複する場合は、利用人数、実施種目、団体の活動実績等を考慮しご利用ください

【工夫例】

- ア 利用回数（曜日）を分け合う
例）水曜日が重複し、日曜日が空いている場合⇒月 2 回(水)と月 2 回(日)ずつ利用する
- イ 利用時間を分け合う
例）18 時～21 時を 18 時～19 時 30 分(前半)、19 時 30 分～21 時(後半)に分ける
- ウ 場所を分け合う
例）利用人数が少ない団体同士で、体育館を半面ずつ使用
- エ 種目を共有する
例）利用を希望する種目において既存団体が既に利用している場合には、既存団体への加入を紹介

○利用の優先順位

本事業の趣旨により、次の団体・活動は記載の順に施設利用が優先されるものとします。

- ア **【特例利用】** 当該校長の承認を得た、P T A 活動や地域活動など広く地域住民を対象とした公益的な活動による短期利用については、最優先で利用できるものとします。
- イ 市教育委員会が認める**全市的な活動、大会**については、優先的に利用できるものとします。その活動の認定には、校長及び市教育委員会の判断が尊重されるものとします。
- ウ **スポーツ少年団や小学生を対象としたクラブ**は、平日の週 3 日間、午後 7 時までの時間帯および休日の半日に限り、優先的に利用できるものとします。
- エ **校区住民で構成される団体**は、週 1 回 3 時間を超えない範囲で、優先的に利用できるものとします。
- オ 年度当初に登録し、正当な理由により**一定期間活動を休止していた登録団体**は、登録された日時に優先的に利用できるものとします。
- カ **適切かつ継続的に施設を利用した実績のある団体**は、週 1 回 3 時間を超えない範囲で、優先的に利用できるものとします。
- キ 午後 7 時以降の利用は一般利用者が優先的に利用できるものとします。
- ク 利用場所の調整において、利用人数は考慮するものとします。

※優先時間外での活動を制限するものではありません。利用希望団体がいない場合は、調整会議で調整の上ご利用ください。

※優先時間外で、新規団体が利用を希望する場合は、新規団体の利用が優先されます。年度途中の登録団体に対しても同様です。

（２）年度途中

利用年度の 6 月から 12 月の期間に、未使用施設・日時に限り利用を申請することができます。

①団体登録および利用申請方法

- ・高岡市公式ホームページ「学校体育施設開放事業団体登録 WEB 申請（年度途中）」より申請
- ・申請には、団体登録名簿(様式 1 別添)※の添付が必要です ※市ホームページからダウンロード
- ・既登録団体も同様に、WEB 申請により申請を行ってください

②受け入れ可否連絡（利用方法の確認）

- ・教育委員会から連絡いたします
 - ・許可された場合、利用許可申請書(様式 2)に許可内容を記載し、利用校にご提出ください
 - ・利用される前に、利用校に連絡し、利用方法について説明を受けてください
- ※ 7 営業日を過ぎて連絡が無い場合は、担当課までご連絡ください

4 施設利用について

(1) 鍵の管理

鍵の管理は学校により異なります。利用校からの指示に従ってください。

グラウンド夜間照明を利用される場合は、別途鍵が必要です。※ 「(6)屋外ナイター照明の利用」参照

(2) 利用の報告

利用団体は、報告用 QR コードから利用日中に利用報告を行ってください。

試合や合同練習を実施された場合は、管理指導員が**活動者全体の利用者数**を報告してください。

※報告がなされない場合、虚偽申請とみなし許可の取消、または次年度登録を制限する場合があります。

※やむを得ず紙日誌により報告する場合は、QR コードでの報告と重複しないようにご注意ください。

※年度をまたいでの報告はできません。

(3) 管理指導員の役割

各団体の管理指導員は、次のことを徹底、または利用者に徹底させてください。

- ① 施設照明の点灯及び消灯
- ② 利用の報告
- ③ 学校備品の適切な管理、利用
- ④ 利用者の安全確保
- ⑤ 利用前後における施設の適切な清掃の実施および清掃完了の確認
- ⑥ 利用時間中に重大な事故が発生したときは可及的速やかに学校・教育委員会に報告し、「事故報告書」を提出する

(4) 利用上の注意事項

- ① 学校内においては、許可された場所以外には立ち入らないこと
- ② 進入路及び駐車場は指定された場所とし、グラウンド内への車の乗り入れは厳禁とする
- ③ 学校敷地内は徐行厳守とし、送迎の際は、長時間の駐車や通路を塞ぐことが無いよう配慮する
- ④ 学校敷地内での喫煙、火気の使用は厳禁とする
- ⑤ アルコール類を飲用しての使用は厳禁とする
- ⑥ ペットボトル等のゴミは必ず持ち帰ること
- ⑦ 高岡市小・中・義務教育学校体育館管理マニュアルに従い、適切に施設を利用すること
- ⑧ 許可された時間内で準備・片付けを行い、前後の利用団体の利用を妨げないこと
- ⑨ 施設利用後は、清掃、片付けを確実に行之、現状に復すること
- ⑩ 複数団体が同時利用している場合、利用場所の清掃・戸締り等は各団体が責任を負い、活動中の団体に申し送りを行うこと ※最後に施設を後にする団体は、施設全体の清掃・戸締りの責任を負う
- ⑪ 積雪時、雨天時及びグラウンド状態が不良の時は、できる限りグラウンドを利用しないことやむを得ず使用する場合は、グラウンド整備を十分に行うこと
- ⑫ 降雪時および照明機器に積雪がある場合は、グラウンド夜間照明の使用は厳禁とする
- ⑬ 体育施設及び設備器具に破損や故障がある場合は可及的速やかに学校に連絡すること
- ⑭ 利用中におけるけが等の事故については、利用者の責任において適切に処理すること
- ⑮ 近隣住民の迷惑となる行為、安全・安心を脅かす行為は行わないこと
- ⑯ 利用許可のない団体や個人への又貸しは厳禁とする

(5) 屋内施設での利用制限

施設や備品を破損する恐れのある活動については、禁止または一部活動を制限します。やむを得ず限定的に活動する場合は、原則、損害保険（後述）への加入を義務とし、校長の許可を受けた上で許可します。

禁止例	小学校体育館での スポーツ少年団以外の特定球技の利用 (野球、サッカー、フットサル、その他、破損の恐れがあるもの) ※少年の利用については、制限を設けた上で利用可とする
制限例	①硬式野球または軟式ボールを使用した バッティング、壁や天井に向かったボールの投球 ②壁や天井に向けたサッカーボール、フットサルボールのキック・シュート ③支柱、鉄球など重量のあるもの床への打ち付ける(落下させる)もの ④その他、施設や備品を破損する恐れのある活動

(6) 屋外ナイター照明の利用

許可団体は、夜間照明設備を有料でご利用いただけます。利用にあたっては次の点にご留意ください。

- ・近隣住民の迷惑となるため、許可された時間内、時期の利用を遵守すること。
- ・許可承認期間が終了した時点で鍵を返却すること。紛失した場合は、実費相当額を負担すること。
- ・許可された開放日時であっても、積雪時は利用しないこと。
- ・設備が故障した場合、長期間利用ができない場合があること。

① 中学校(福岡中学校を除く)、義務教育学校

【鍵の貸出し】高岡市教育委員会の生涯学習・スポーツ課にて貸し出し（補償金 1,000 円）

【支 払】コイン購入（生涯学習・スポーツ課、伏木支所、戸出支所、中田支所で販売）

【価 格】1 時間 1,100 円

② 市内 4 小学校 … 野村小学校、牧野小学校、伏木小学校、福岡小学校

【鍵の貸出し】各学校で貸し出し

【支 払】夜間照明利用報告書を利用月毎に利用校へ提出、納付書で支払い

【価 格】1 時間 550 円

(7) 利用の取り消し

① 教育委員会による取り消し（利用申請の変更を含む）

許可団体が次のいずれかに該当すると教育委員会が認める場合、登録及び許可を取り消します。

許可を取り消された団体は、当該年度中に同一施設、または全施設を利用することはできません。

- ・虚偽または不正な申請を行ったとき
- ・長期間にわたり活動の実態がないとき ※2ヶ月を越えた利用実績の未確認、または不定期的な利用
- ・高岡市学校体育施設の開放事業に関する規則に違反したとき
- ・教育委員会が利用団体として不適当と認めたとき

② 利用者による取り消し（キャンセル）

一時的または特定日の利用を休止する場合は、学校および当該施設を利用している他団体に対して事前に連絡を行って下さい。

利用許可自体を取り消す場合は、市教育委員会にご連絡ください。

(8)学校備品について

①学校が所有するスポーツ備品

学校が所有するスポーツ備品は、原則使用できません。ただし、バレー支柱など持ち込みが困難なものについては、学校教育に支障のない範囲で、校長が許可したものに限り使用できます。

あらかじめ、当該団体、学校間で貸与するスポーツ備品の種類、状態を確認し、使用後は所定の場所へご返却し、必ず消毒を実施してください。

②利用団体が所有する備品

利用団体が所有する備品や消耗品（掃除道具、ボール、石灰など）を学校に保管することはできません。やむを得ず校内に保管する場合は、校長の許可が必要です。この場合、所有者を表記するなど、学校備品との混同を防止し、教育活動に支障のない場所に保管してください。場合によっては、撤去していただく場合もあります。

③その他備品

清掃道具、トイレ備品等の学校備品は、必要に応じてご使用いただけます。学校と相談の上、利用団体で整備・補充を行ってください。使用後は所定の場所へご返却ください。

④破損・故障

学校備品の破損や故障を発見した場合は、できるだけ速やかに学校へご連絡ください。万が一、利用者が故意又は重大な過失により破損又は亡失した場合は、校長の指示を仰ぎ、利用者の責任で速やかに現状に復旧します。

⑤経年劣化・老朽化

学校備品の経年劣化や老朽化による修理や交換は、学校対応となります。限りある学校予算での対応となりますので、修理や交換ができかねない場合もあります。

学校備品でないものや、学校教育で使用しない備品については、運営委員会や同種目団体で費用を捻出するなど、各団体でご対応ください。学校が、学校体育施設開放のためだけに備品を購入することはありません。

○学校が対応する例

- ・共用の学校備品が、適切に使用していたにもかかわらず、老朽化のため破損した場合
- ・体育館の照明電球が、経年劣化により点灯しなくなった場合
- ・トイレを通常通り使用していた際に、トイレトーパーがなくなった場合

○利用団体に対応する例（弁済等）

- ・共用の学校備品が、利用者の誤った使用方法により、故障した場合
- ・利用者が投げたボールにより、窓ガラスや壁面が損傷した場合

※原則、記載の通りですが各学校の実情や状況等により、個別にご対応ください。

5 安全管理について

(1) 施設利用中の安全管理

① 緊急時の連絡体制と事故報告

緊急事態発生に備え、団体登録時に連絡可能なメールアドレスを登録してください。また、利用団体間であらかじめ緊急連絡網や SNS でのグループを作成してください。緊急事態が発生した場合には、必ず、学校への報告の徹底をお願いします。学校に連絡が着かない場合は、教育委員会にご連絡ください。

【市役所窓口・・・平日：20-1458（生涯学習・スポーツ課）、休日:20-1111（代表）】

② 非常口、自動体外式除細動器（AED）の設置場所の周知

非常口や AED 設置場所は学校ごとに異なります。登録団体は、設置場所と利用方法をあらかじめ確認してください。利用者が使用できる場所に AED が設置されていない場合には、緊急時の対応方法を学校長と協議の上あらかじめ決めておきます。

③ 登録団体間の利用ルール・マナーの周知徹底

学校の指揮監督のもと、各団体の管理指導員は、利用上の注意事項を登録団体の責務として周知徹底してください。また、登録団体が利用ルールを守らないときは、改善勧告を行い、従わない場合には、教育委員会に報告します。

④ 設備・備品の修理や交換

開放利用に伴い設備・備品の破損や学校備品の修理や交換が必要となった場合、速やかに学校へ連絡し、対応について相談してください。

⑤ その他

保健所等の関係機関や教育委員会の指導に従い、施設の利用をお願いします。

(2) 保険制度

本事業は、自己責任のもとでの施設利用となります。登録団体は、保険に加入に努めてください。

施設により、特定種目の実施は保険加入が利用条件となる場合もございます。各校にご確認下さい。

スポーツ・レクリエーション活動、ボランティア活動中の怪我や事故に対処するため、次のような保険制度があります。

【スポーツ安全保険】

スポーツ、文化、レクリエーション、ボランティア、地域活動等を行う 4 名以上のアマチュアの団体を対象に、往復途上を含めた団体活動中の傷害及び 損害賠償責任を負う事故を補償するためのものです。補償対象となる団体活動の内容により、掛金、補償内容は異なります。

詳しくは、下記連絡先にお問い合わせいただくか、HP をご確認ください。

【HP】 <https://www.sportsanzen.org/>

【連絡先】 (公財)スポーツ安全協会 富山県支部 TEL:076(429)1230 FAX:076(461)7139

富山市秋ヶ島 183 番地 富山県総合体育センターない (公財) 富山県体育協会内